

北海道の景観行政について

第52回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)3月16日開催

北海道建設部まちづくり局
都市計画課景観係

1 「景観法」について

2

景 観 法

公布・施行	平成16年 6月18日公布 平成16年12月17日一部施行 ・ 景観法第三章 景観地区等を除く ・ 景観法運用指針を発出 平成17年 6月 1日全面施行
所 管	・ 国土交通省 ・ 環境省 ・ 農林水産省
目 的	美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること。

2 「景観法」の構成概要

3



景観行政団体

景観計画

景観重要建造物(法第19条)

景観重要樹木(法第28条)

景観上重要となる建築物等を指定し、積極的に保全するもの。

※ 現状変更に対する許可制

景観重要公共施設(法第47条)

景観計画に景観重要公共施設（道路、河川及び都市公園等）を位置づけ、その整備に関する事項や許可等の基準を定めることができる。

※ 管理者の協議・同意が必要

景観協定(法第81条～第91条)

景観計画区域内で、建築物・屋外広物・緑化など景観に関する様々な事柄を自主的に取り決め、協定を締結するもの

※ 住民等の全員合意により、様々なルールを設定

景観協議会(法第15条)

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民が共同で取り組むための組織

景観整備機構

(法第92条～第96条)

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人を指定
- ・ 住民活動の支援や調査研究等の業務を実施
- ・ 管理協定により、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設の管理を行うことができる。

景観農業振興地域整備計画等

(法第55条～第59条)

地域の特性に即した農業振興施策の一環として、地域の景観と調和のとれた良好な営農条件の確保の推進を図るための措置

※ 景観計画区域内に限る

地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限

(法第76条)

地区計画についても、建築物等の形態意匠の制限に対する規制

【再掲】

- ・ **景観地区**
(法第61条～第59条)
- ・ **準景観地区**
(法第74条～第75条)

3 北海道の取組について

5

	1998年 (H10)	2003年 (H15)	2008年 (H20)	2013年 (H25)	2018年 (H30)	2019年 (R01)
○法律		景観法 (H16～)				
○景観関係						
・ 条例		北海道美しい景観のくにづくり 条例 (H13～)	北海道景観条例 (H20～)			
・ 施行細則			景観法施行細則 (H20～)			
・ 計画		北海道景観形成 北海道美しい景観の 基本計画 (H11) 国づくり基本計画 (H14)	北海道景観計画 (H20～)			
・ 方針			北海道景観形成ビジョン (H20～)			H30 見直し
○施策						
・ 景観		公共事業景観形成指針 (H15～)				
			景観行政団体への移行 (H17～)			
			景観学習プログラム (H17～)			
			北海道景観づくりサポート企業登録制度 (H17～)			
			太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン (H27～)			
			羊蹄山麓広域景観づくり指針 (H17～)			
			北海道の景観形成に関する庁内連携 (R2～) →			
・ 屋外広告	広告景観優良地区の指定 (H3～)					
	千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン (H9～)					
			羊蹄山麓景観広告ガイドライン (H22～)			

4 北海道内の景観法等活用状況等について

6

令和4年3月31日現在

■ 羊蹄山麓広域景観形成推進地域(7)

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

■ 景観重要建造物(14)

札幌市(3)、北見市(1)、黒松内町(6)、東川町(2)、美瑛町(2)

■ 景観重要樹木(4)

美瑛町(4)

■ 景観重要道路

・国道5号、230号、276号及び393号
・道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線

■ 景観重要河川

・尻別川

■ 景観整備機構(3)

・北海道：一般社団法人
北海道建築士会
・札幌市：一般社団法人
北海道建築士会
・函館市：特定非営利活動法人
はこだて街なかプロジェクト

■ 景観行政団体 (23)

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町

■ 景観地区(3)

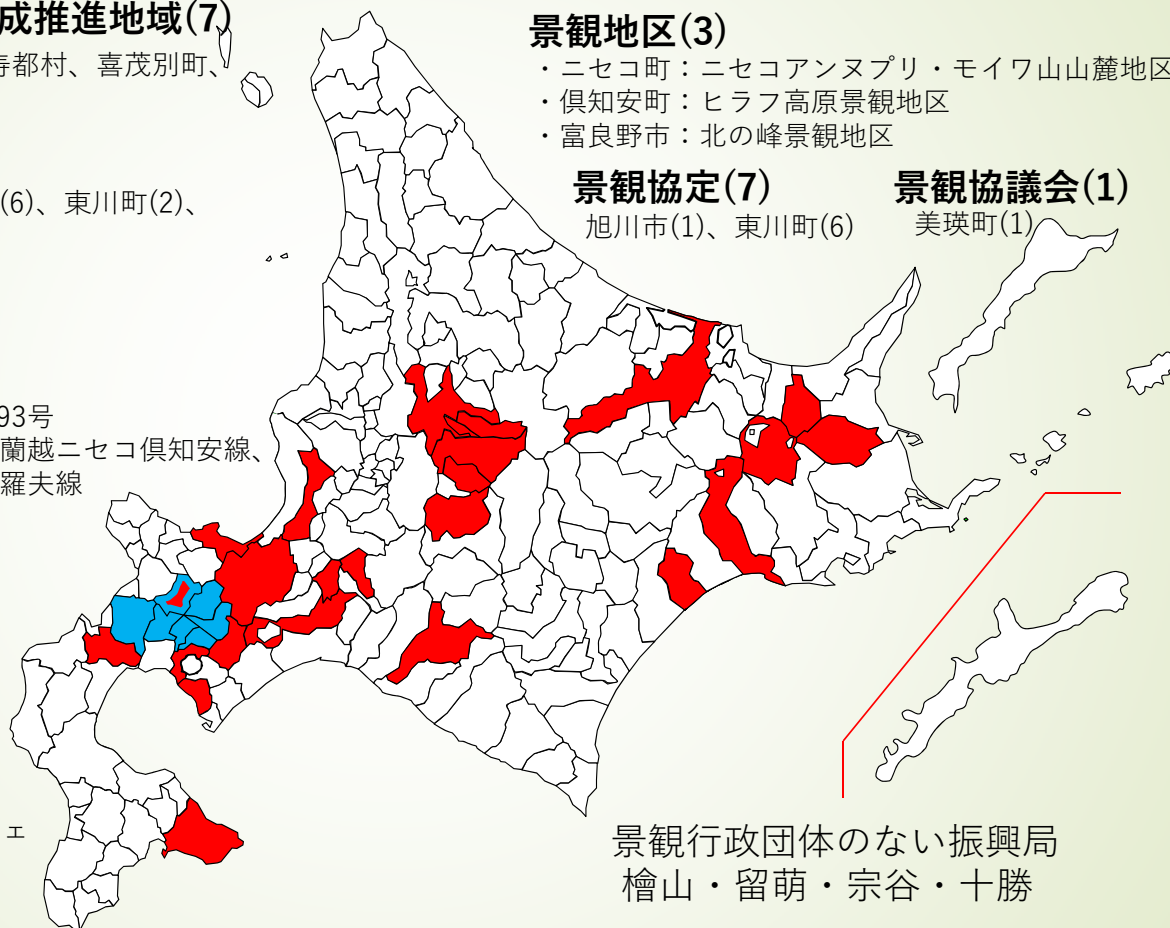
・ニセコ町：ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区
・倶知安町：ヒラフ高原景観地区
・富良野市：北の峰景観地区

■ 景観協定(7)

旭川市(1)、東川町(6)

■ 景観協議会(1)

美瑛町(1)



景観行政団体のない振興局
檜山・留萌・宗谷・十勝

(景観行政団体のみ令和5年1月1日時点)

5 景観計画について

7

景観計画の特徴

- 景観行政を進めるにあたっての**基本的な方針**を定めた計画。
- **都市計画区域外も含めて**計画を定めることが可能。
- **景観計画区域を対象**として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の**規制誘導の仕組み**を活用することが可能。
- 景観計画区域内において、一定の建築行為等を行う場合には、景観行政団体の長への**届出**が必要となり、必要に応じて、**勧告・変更命令等**を行うことが可能。
- 条例等で定めることにより、とすることが可能。

6 景観計画の区域について(景観計画区域)

8

景観計画は、都市部から農山漁村まで、幅広い地域にて区域が設定することが可能



7 景観形成基準

9

○行為の制限に関する事項

- ・ 景観計画には、**行為の制限の基準(景観形成基準)**を定める。
- ・ 届出がなされた場合に、当該行為が**景観形成基準に適合していなければ**、**景観行政団体の長が勧告又は命令**することが可能。

【次の掲げる制限のうち必要なものを選択】

- ・ 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限※
- ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・ その他法第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

区域を区分し、定めることも、行為の規模や類型ごとに異なる基準とすることも可能



・ 形態又は色彩その他の意匠制限※



・ 高さ最高限度又は最低限度
・ 壁面の位置の制限

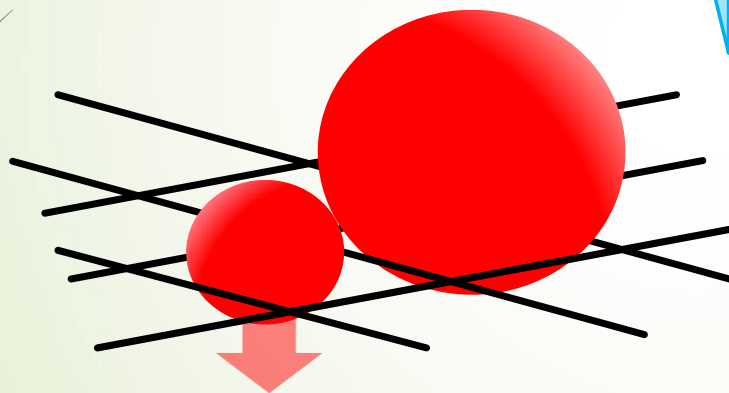
※ 特定届出対象行為に対する
変更命令の基準

【道と市町村との比較】

《北海道景観条例》

最低限の基準

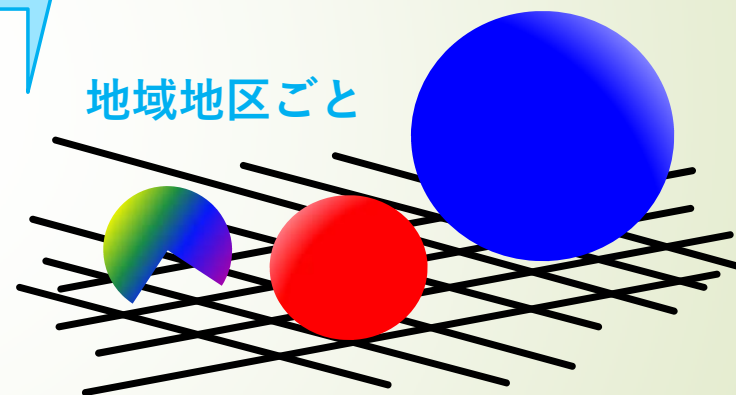
- ・ 規模を定めて届出
- ・ 規制は主に色彩（命令）
- ・ 形態意匠は無規制（届出制）



例えば、「大規模」・「けばけばしい」ものには、フィルターをかける機能はある。

《市町村の場合》

地域の特色に応じた
きめ細かな
規制誘導方策が可能



色や形など

北海道の「景観形成の基準」(一般区域)

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

対象 行為	区 分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

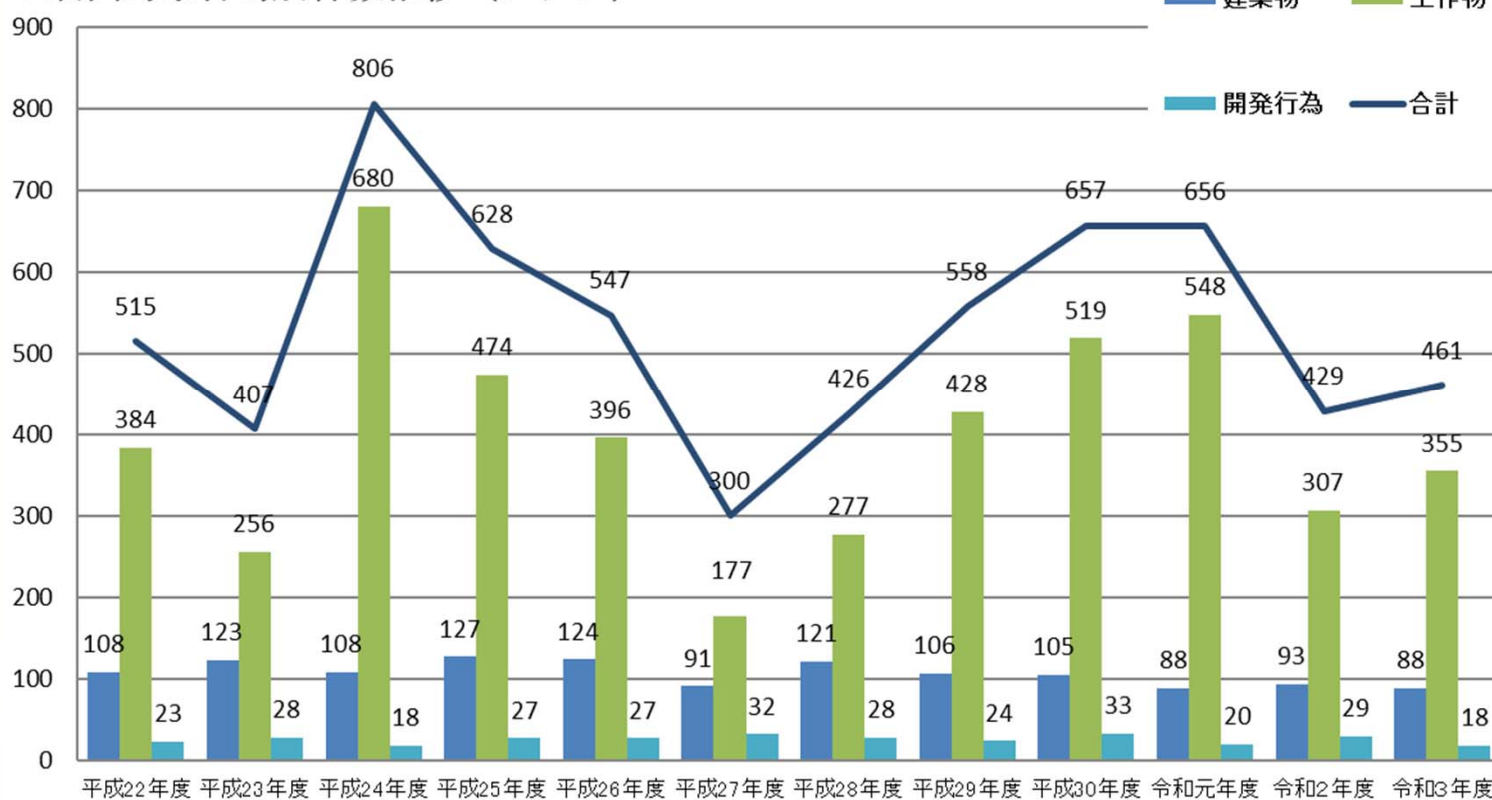
※ 「広域景観形成推進地域」は、一般区域とは別に基準を設定しています。

・羊蹄山麓広域景観形成地域

(蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域)

8 北海道の景観法に基づく 建築物等の届出状況について

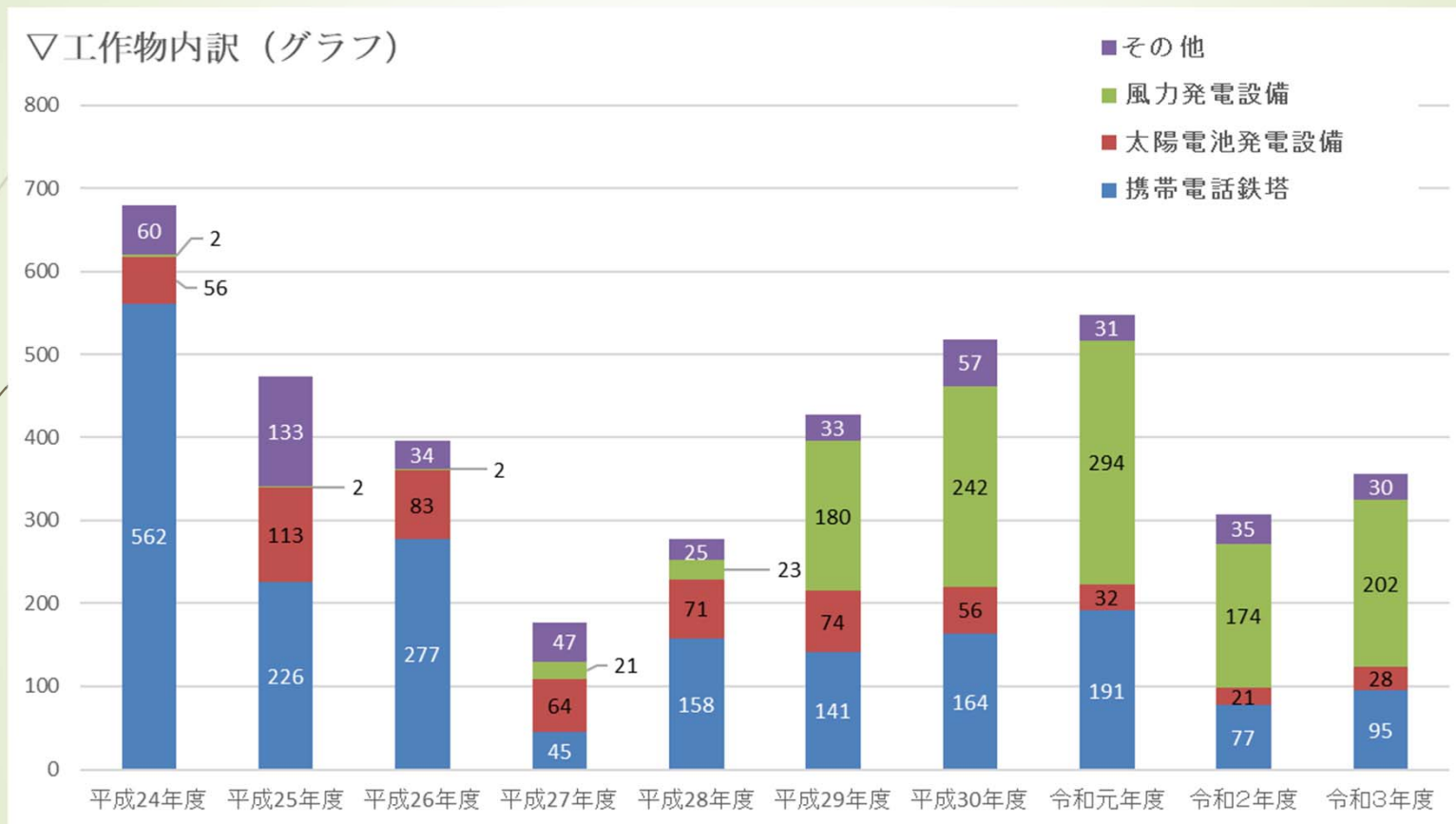
▽届出対象行為別件数推移（グラフ）



届出対象行為の内訳(工作物)

14

表 1



振興局別の届出件数(全体及び工作物)

表 2

	携帯電話鉄塔			風力発電設備			太陽光発電設備		
	R2	R3	増・減	R2	R3	増・減	R2	R3	増・減
空知	2	2	0	0	0	0	1	1	0
石狩	2	2	0	3	24	21	11	5	-6
後志	14	7	-7	15	3	-12	1	0	-1
胆振	4	1	-3	0	0	0	1	2	1
日高	4	0	-4	3	13	10	1	2	1
渡島	0	29	29	50	47	-3	1	2	1
檜山	3	1	-2	28	10	-18	0	0	0
上川	11	2	-9	0	0	0	0	1	1
留萌	1	3	2	15	32	17	0	0	0
宗谷	3	2	-1	21	19	-2	0	0	0
オホーツク	8	3	-5	0	1	1	0	4	4
十勝	10	14	4	0	0	0	1	2	1
釧路	6	7	1	1	1	0	0	4	4
根室	0	2	2	31	23	-8	2	0	-2
合計	68	75	7	167	173	6	19	23	4

▽表 振興局別届出・通知件数

振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
令和2年度	13	53	59	30	13	57	33	15	34	31	19	22	12	38	429
令和3年度	12	106	28	27	24	81	20	6	39	22	18	34	15	29	461
前年比	92%	200%	47%	90%	185%	142%	61%	40%	115%	71%	95%	155%	125%	76%	107%